

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年2月25日（金）15:24～15:48
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会社員・理事

<関係省庁>

萩原 直彦 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長

伊藤 英知 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官

稲葉 亮 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課第一計画係

<事務局>

青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官

黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

日向 弘基 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 特定実験試験局制度に関する特例の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日は総務省にお越しいただいております。「特定実験試験局制度に関する特例の全国展開について」ということでございます。

本日、資料は総務省から御提出いただいております。資料、議事ともに公開ということでございます。

本日の流れでございますが、総務省から御説明をいただいた後、先生方の質疑応答へ移

らせていただきたいと思います。

それでは、よろしければ八田座長から議事進行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○八田座長 本日は、お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○荻原課長 総務省総合通信基盤局電波政策課長をしております荻原と申します。よろしくお願ひします。

それでは、資料に沿って早速御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1 ページを御覧いただければと思ひます。特定実験試験局制度の特例の概要でございます。

まず、上にごございます青色の部分にて従来の特定実験試験局制度、下にごございます赤色部分にて特区における特例の実験試験局制度の免許手続の流れを示させていただいております。

まず、上の青いほうでごございますけれども、あらかじめ混信の懸念がない周波数帯におきまして、周波数あるいは地域を公示することによりまして、その範囲内で免許申請が出された場合に、免許に係る手続を緩和する制度でございます。これが従来の制度です。

一方で下のほうでごございますけれども、特区における特例措置では、電波の利用の要望を踏まえまして、区域計画の認定を受けた地方公共団体が主体となりまして、混信防止のための関係者間の事前調整や措置を講ずるということで、免許申請から免許までの期間を原則即日免許とする形にするものでございます。

昨年のワーキンググループヒアリングで御説明させていただきましたけれども、これまで実施してきました特区での特定実験試験局制度の特例措置について分析しましたところ、他の無線局を運用する関係者との調整、あるいは申請書類や機器の準備に時間を要していることが分かったということでございます。

電波の利用につきましては、混信防止をしなくてはならず、関係者との調整を行うことが必要不可欠でございます。また、その調整に時間を要するということがどうしても生じてしまいまして、免許の申請手続をより円滑あるいは迅速に進めるために、ニーズに合った免許手続や周波数の調整について、もっと早い段階で助言あるいは相談できるような相談窓口を設けるということを前回提案させていただいたところでございます。

2 ページ目を御覧いただければと思ひます。昨年の本ワーキンググループヒアリングでの議論を踏まえまして、昨年6月にまとめられました成長戦略フォローアップにおきまして、「一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制を2021年度中に整備する」旨の提言をいただいたところでございます。総務省では、いただいた提言を踏まえまして、昨年7月に無線局の免許の申請先となる各地方総合通信局と沖縄総合通信事務所に実験試験局に係る総合的な事前相談窓口を設置するとともに、ホームページで公表いたしまして、各種申請相談に対する情報提供や助言といった必要な支援を行ってきたところでございます。

3 ページ、事前の相談件数でございますけれども、昨年7月から本年1月末までの7か月間を集計いたしましたして、全国で30件の事前相談がございました。主な相談内容としましては、実験試験局に係る免許手続の相談がほとんどでございまして、一部、既に公示している特定実験試験局の周波数の使用期限の延長要望等がございました。

下のほうに図で記載しておりますけれども、これまでのところ、特区における特定実験試験局制度の特例措置の要望あるいは事前相談はございませんでした。

4 ページを御覧ください。昨年7月に総合的な事前窓口を設置・公表いたしましたして、実際に実証実験を希望される相談者の方から色々な相談や問合せが寄せられております。総務省に対するアクセスが容易になったという意味では一定の効果があるだろうと考えてございます。

特に、表にまとめてございますけれども、免許申請手続あるいは既存の今運用している無線局に対する混信対策の調整が必要になってくるわけですが、そういったことに慣れていない申請相談者の方々にとっては、表に書いてございますような例えば地域的に使用されていない周波数に関する情報、あるいは他の無線局がどのような電波を使用しているかといった情報を入手でき、また、申請手続や他の無線局に干渉を与えないようにするための対策などについてアドバイスを受けることができますので、申請相談者にとっては、使用する周波数や場所を選定すること、それを含めた実験計画を策定する、さらに実際の実験機器を調達するとか、免許申請に係る事前準備作業といったものを円滑化・迅速化する上で効果があるのではないかと考えているところでございます。結果として、免許申請から無線局の開設までの期間を短縮していくことにつながっていくと考えております。

私どもとしましては、事前相談窓口の役割の重要性を認識して、引き続き相談対応や支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○八田座長 ありがとうございます。

今、御説明いただいたことに関して御質問ですけれども、相談室といういい制度が出来ているということはよく分かりました。しかし、特区の特例措置では、今まで相談室がなかったために事前の時間調整がかかっているということでしょうか。

○荻原課長 事前相談窓口がない段階では、こういった調整する場を設定していただいて、新たな実験がスムーズにできるというところにつなげていただいたのかなと認識しております。

○八田座長 それを特区の調整会議でやっていたということでしょうか。

○荻原課長 そうです。

○八田座長 だから、特区の調整会議と今度の事前相談室というのは似たような機能を果たすということですか。

○荻原課長 機能としては似ていると認識しています。

○八田座長 ということは、この相談室を作ることによって、申請したならば、その後は、

相談室の話がまとまれば、あとは免許発給が即時にできるという感じですか。

○荻原課長 ケース・バイ・ケースで、即日なのか、従来の方式のように1週間か2週間かかるか、それは申請の前にどこまで準備や調整をするかということにかかってくると思いますので、結果はほぼ同じになると思います。

○八田座長 特区の全国展開ということだと、特区でやっていた調整会議の機能まで全て今度の事前相談室でできるようになれば、即刻できるわけですね。従来、特区の調整会議でやっていた機能の全てを今度の新しい制度でやるわけではないと考えてよろしいのですか。

○荻原課長 全てではございません。相談窓口の場合は、例えば1ページの図に示してございます告示の制定などの手続がなくなります。ここに2か月程度の時間がかかっていますので、事前相談窓口ですとこの手続がなくなるという短縮化のメリットがございます。

一方、特区では「③特別事前確認」で申請書の記載などを手取り足取りお手伝いするようなことまでやった上で申請という形になっていましたが、そういったお手伝いをどこまで一緒にやるかというところで、その後の申請から免許までの時間は多少変化があるかもしれません。同じことをやれば即日になるかと思います。

○八田座長 ということは、時間が1～2週間かかるのは、申請手続の間違いというか、記載の誤りなどを行ったり来たりして直すのに必要だと考えてよろしいのですか。

○荻原課長 特に特区の場合に多かったのは、初めて申請されるということで、申請書の書き方がよく分からないというお話がございました。あとは申請書だけではなくて機器の準備とかもろもろの実験が始まるまでの準備がございまして、特別事前確認はそういったものを一緒になって支援していたということでございます。例えば事前相談窓口に来た方が過去に何度か実験の経験がある方ですと、自分で申請書を書くことになるので、特別事前確認は必要なくて、調整が終わったら自分で申請書を書いて、都合のいいときに申請していただいて、その後、やりとりが出てくる場合もございます。そうすると1週間とか2週間かかる。あるいは、何もないければ即日だったり、そこは内容次第であり、ケース・バイ・ケースだと思います。

○八田座長 ということは、特区の制度では、従来、特別事前確認に自治体がそれなりのお金を投じていたと。したがって、その予算を自分でやってちょうだいということで、特別事前確認の手続は省くということでしょうか。

○荻原課長 そうですね。ただ、相談窓口のほうでは色々なアドバイスはさせていただくので、一から十まで一緒になって作るというところまでは必ずしもせずとも、例えば機器の準備の仕方とか、申請書の書き方とか、色々なアドバイスはできると思いますので、それだけでかなり短縮できる要素は出てくるのではないかと思います。

○八田座長 阿曾沼委員、何か御意見はございますか。

○阿曾沼委員 今のやりとりでよく理解することができたのですが、いわゆる起点をどこにするかによって、その期間が短くなるか、ならないかという判断があるのだろうと思い

ます。私の理解が正しいのか確認ですが、特別事前確認が図の中に書かれている、2～3か月程度かかるところにプラスアルファでどうしても前段階で時間がかかってしまうのか、それとも、プラスの時間はかからないという認識でよろしいのですか。この特別事前確認というのは、皆さんの手間も結構かかっているような気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

○荻原課長 特例の中ではかなり手間をかけて実施していただいたのだと思います。その結果、即日の免許ができるような形に持って行っていただいたのだと思います。

通常の事前相談窓口の場合は、先ほど申し上げましたように経験豊富な方もいらっしゃいますので、対応の仕方が様々になると思うのです。もちろん慣れていない方がいらっしゃれば、私ども総合通信局のほうもできるだけ丁寧に対応して、色々な方法を提案したりすることもできます。ただ、申請の時点でそれをどこまで完成形まで持っていくかというのはケース・バイ・ケースかなということを先ほど申し上げて、申請書の最後のところまで一緒になって作り込めば、おそらく申請の後の即日免許は可能だと思います。そうではなくて、ある程度アドバイスをさせていただいた上で、申請書の作成は申請者の方が御自分でされた場合は、もしかすると申請の後に申請書の書き方とかの面で多少のやりとりが発生する可能性もございます。そういった状況になってくるのではないかと想定しております。

○阿曾沼委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 今、原委員がお入りになりましたので、今までの議論をまとめます。

総務省のほうからは、従来の特区の制度では、申請が始まってからは即日ということだったけれども、その前にある程度の時間がかかっていた、特に特別事前確認というところで手取り足取り指導して、申請書の書き方から、機器の備え方から、色々説明してあげていた。その代わりに、今、総務省は相談窓口という実験をやっていて、この相談窓口が実質的に色々なアドバイスをしている。特に一番肝になる地域の周波数の事情を考慮した上で、混信を避ける方法について様々なアドバイスをしている。

ただし、特区の特別事前確認と違うのは、こういうことに慣れた人にとっては、申請書の書き方などについてわざわざ特別に指導することもないから、その辺は勝手にやってちょうだいということで、ある意味では商業的なアドバイスを使いなさいということで、そこは省いていた。

したがって、今回の提案の事前相談窓口では、手続が間違っている場合にはアドバイスをするから、時間がかかるが、手続がちゃんと完了しているものについては即刻やる。特にそうはつきりとはおっしゃらなかったけれども、私はそう理解しました。

結果的に、全てを従来みたいに即日できるわけではないのだけれども、特別事前確認の代わりになるような制度を作るから、全体のプロセスは実質的に同じようなものになると考えているという御説明がありました。

原委員、何か御意見はございますでしょうか。

○原座長代理 遅れて失礼いたしました。ありがとうございます。

今日の総務省のお話は、国家戦略特区でこれまで日常的にやってきたことの成果を踏まえて御提案になっているようなことをやっていただくほうがより実効的ではないか、有効ではないかということだと理解してよろしいのでしょうか。それであれば、いいかと思います。

○荻原課長 おっしゃるとおりだと認識しております。

○八田座長 要するに、特区でやっていた色々な調整といったことをきちんと全国的にできるような仕組みをお作りいただいたということだと思います。

まだ時間がありますので伺いたいのですが、どこまで手取り足取りするかです。そのサービスに対して、そんなに公の金を使っていいものかということが根本的にあると思います。特区の場合、全てが最初のことだからいいのだけれども、この制度が出来上がってくると、どこまでが公の仕事で、どこまでが民間の仕事かという割り振りが必要だと思います。民間のコンサルタントが仕事をするためには、情報が完全に公開されている必要があります。この場合、周波数に関するその地域の利用状況に関しての情報は、簡単に手に入るような仕組みになっているのでしょうか。

○荻原課長 基本的には総務省のホームページで全て検索できるようになっています。ただ、そういった情報があることを御存じない方とか、見方が分からない方とか、こういう特区制度を御利用されて初めて実験をやるという方はそういう状況だと思いますので、そういう意味で私どもが相談窓口を作って、相談やアドバイスをしたりという機会はあるのではないかと考えています。情報自体は基本オープンにしています。

○八田座長 相談窓口を作ってしばらく運用されると、経緯を通じて、情報をより分かりやすく得られるように、情報の提示の仕方も改善していく。そうすれば、相談室自体も簡素化していくことができるだろうということですか。

○荻原課長 そうです。

○八田座長 分かりました。

事務局のほうから、何か。

○日向参事官 ございません。

○八田座長 それでは、その経験に基づいてこの特区の制度を全国展開していただくということで大変ありがたいと思いますが、政府的には、今始まっている事前相談窓口制度は全国展開しているわけですか。

○荻原課長 はい、してございます。

○八田座長 全国展開している制度を特に変える必要はないと。

○荻原課長 そう認識しております。

○八田座長 うちの特区の制度というのは全国展開が前提なので、実質的に全国展開するときに、できればこの制度を始めるときに、うちの事務局に相談していただければよかったと思うのですが、相談して下さったのですか。

○荻原課長 フォローアップで御提言いただいたものを踏まえて、御相談させていただいております。

○八田座長 そこでもう全国展開を。

○荻原課長 私はまだ着任していなかったのですが、フォローアップの中身を相談させていただく中で、こういうことをやりたいというのはお話ししていたのではないかと。

○八田座長 私どものワーキングの御提案に即してこういう全国展開として承認される前の実験としてこの制度を作っていた。しかし今はちゃんと機能しているから、全国展開としてみなすことができる。私どもとして、そう受け止めてよろしいですね。

○荻原課長 色々な方に実験を提案していただいて、課題がどんどん出てきましたので、今日は説明を省きましたが、前回説明させていただきましたように、実用化の周波数も用意できましたし、こういう相談窓口も作ることができましたので、大変ありがたいと思います。

○八田座長 前向きに対処していただきまして、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○黒田参事官 ありがとうございました。

それでは、これで今回のヒアリングを終了したいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。